

第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針及び施策の方向性について(案)

1 基本方針について

「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる令和7年以降の社会を見据え、第6期から第9期までの期間において中長期的な施策展開をすることから、第8期の基本方針を踏襲することとします。

2 施策の方向性について

施策については、下記の通り整理いたしました。

	基本方針	第7期 (施策の方向性)	第8期 (施策の方向性)	第9期 (施策の方向性)	備考
基本方針1	高齢者の多様な生きがいがいづくりの支援	1 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援	1 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援	1 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援	変更なし
		2 趣味、レクリエーション、生きがいがいづくりの支援	2 趣味や生きがいがいづくりの支援	2 趣味や生きがいがいづくりの支援	変更なし
		3 生涯学習の促進	2に統合	3 就労支援の充実	変更なし
		4 世代間交流の促進	1に統合		
		5 就労支援の充実	3 就労支援の充実		
基本方針2	高齢者の健康づくりと介護予防の充実	1 健康づくり、健康増進	1 健康づくり、健康増進	1 健康づくり、健康増進	変更なし
		2 介護予防のための効果的な取組の支援及び介護予防に対する意識の啓発	2 介護予防の取組支援及び介護予防に対する意識の啓発	2 介護予防の取組支援及び介護予防に対する意識の啓発	変更なし
		3 生活支援サービスの充実・強化	基本方針4の「施策の方向性3」に移動		
基本方針3	高齢者が安心して暮らせるまちづくり	1 高齢社会に対応した住環境づくり	1 高齢社会に対応した住環境づくり	1 高齢社会に対応した住環境づくり	変更なし
		2 安心・安全なまちづくり	2 安心・安全なまちづくり	2 安心・安全なまちづくり	変更なし
		3 災害に強いまちづくり	3 災害に強いまちづくり	3 災害に強いまちづくり	変更なし
		4 高齢者の住まいの確保	4 高齢者の住まいの確保	4 高齢者の住まいの確保	変更なし
基本方針4	地域における高齢者の支援体制づくり	1 地域の相談窓口の周知と機能強化	1 地域の相談窓口の周知と機能強化	1 地域の相談窓口の機能強化	「地域の相談窓口の周知と機能強化」を「地域の相談窓口の機能強化」に変更し、「周知」は施策の方向性6へ統合
		2 地域における見守り及び支援体制づくりの推進	2 地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進	2 地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進	変更なし
		3 高齢者を介護している方に対する支援	3 生活支援サービスの充実・強化	3 生活支援サービスの充実・強化	変更なし
		4 高齢者の権利擁護	4 高齢者の権利擁護	4 高齢者の権利擁護	変更なし
		5 在宅医療及び医療と介護の連携の推進	5 在宅医療及び医療と介護の連携の推進	5 在宅医療及び医療と介護の連携の推進	変更なし
		6 高齢者への分かりやすい情報の提供	6 高齢者への分かりやすい情報の提供	6 高齢者への分かりやすい情報の提供	基本方針4の施策の方向性1の「周知」が統合される
基本方針5	認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり	1 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組	1 認知症の予防に向けた取組の充実強化	1 認知症の予防に向けた取組の充実強化	変更なし
		2 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発	2 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組	2 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組	変更なし
		3 認知症に関する相談窓口の充実強化	3 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発	3 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発	変更なし
		4 認知症高齢者の支援体制づくり	4 認知症に関する相談窓口の充実強化	4 認知症に関する相談窓口の充実強化	変更なし
			5 認知症高齢者の支援体制づくり	5 認知症高齢者の支援体制づくり	変更なし
基本方針6	介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実	1 保険給付等の見込量の設定	1 保険給付等の将来見通し	1 保険給付等の将来見通し	変更なし
		2 介護保険施設等の整備	2 介護保険施設等の整備目標の設定	2 介護保険施設等の整備目標の設定	変更なし
		3 給付の適正化と人材育成	3 給付適正化の推進	3 給付適正化の推進	変更なし
		4 介護保険事業者への支援	4 介護事業者への支援	4 介護事業者への支援	変更なし
		5 制度周知のための取組	基本方針4の施策の方向性6へ統合	5 保険人材の確保・定着、業務効率化への取組	変更なし
		6 保険給付費等と介護保険料	5 保険人材の確保・定着、業務効率化への取組		
				6 認知症本人と家族を支える取組の推進	新設

3 変更内容とその理由

【基本方針4】

- ・高齢者へ情報の提供や周知については、施策の方向性5「高齢者への分かりやすい情報の提供」へ1本化するため、施策の方向性1「地域の相談窓口の周知と機能強化」について、「地域の相談窓口の機能強化」に変更し、文中の「周知」は施策の方向性5の「高齢者への分かりやすい情報の提供」へ統合しました。

※第8期計画策定時に、基本方針6の施策の方向性5についても、基本方針4の施策の方向性6「高齢者への分かりやすい情報の提供」へ統合している経緯があります。

【基本方針5】

- ・第9期では新たに施策の方向性6として「認知症本人と家族を支える取組の推進」を新設しました。